

## 告 示

### 埼玉県告示第三百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
鴻巣商業施設

埼玉県鴻巣市鴻巣字沼田九百四十一番二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前) (仮称) 鴻巣商業施設

埼玉県鴻巣市鴻巣字沼田九百四十一番二外

(変更後) 鴻巣商業施設

埼玉県鴻巣市鴻巣字沼田九百四十一番二外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計二者

(変更後) 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計三者

ハ 変更年月日

平成三十年十二月三日外

ニ 届出年月日

令和四年三月二十八日

#### 二 縦覧期間

令和四年四月十二日から令和四年八月十二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

□ 意見書提出期間  
令和四年四月十二日から令和四年八月十二日まで

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課